

# 31 つくば市地域拠点活力共創マネジメント事業推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、31 つくば市地域拠点活力共創マネジメント事業推進業務の受託事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

31 つくば市地域拠点活力共創マネジメント事業推進業務委託

### (2) 事業対象区域

人口減少及び少子高齢化が先行して進行する地域拠点市街地（つくば市合併前の旧町村の中心として発展してきた市街地：北条、小田、吉沼、大曾根、上郷、栄、谷田部、高見原）を中心とする地域（以下「周辺市街地」という。）

### (3) 業務目的

周辺市街地のプレイヤー（住民・事業者等）が主体となって域外の民間企業・大学・NPO 等のアイデア・ノウハウ・資金等を上手に呼び込みながら、地域課題の解決や活性化に向けた取組を持続的に展開していくための仕組みを構築していく。

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 2 年（2020 年）3 月 27 日（金）まで

### (5) 業務内容

当事業は地方創生推進交付金を活用した 3 カ年事業（2018～2020 年度）として計画しており、そのうちの 2 カ年目の業務を委託するものである（以下のア～ウ）。そのため、当該業務の企画提案にあたっては、当室における 2018 年度までの事業経過を踏まえ、2019 年度～2020 年度までの事業ストーリーを明示した上で、今年度（2019 年度）事業の詳細な企画提案を求める。その提案について本要領を基に関係書類を作成の上、提出されたい。

なお、2018 年度までの事業経過に関しては、後述する「関係資料の交付」（8 頁）を参照すること。また、2020 年度の業務発注に関しては、別途プロポーザルを実施し、事業者の選定を行う予定である。

上述の(3)業務目的及び次頁以降の業務内容に沿った柔軟な発想やこれまでの経験などを活かした企画提案を期待している。

## ア つくばR8地域活性化プランコンペティションの運営及び実証モデル事業の展開

### ① 趣旨：

独創的かつ実現性のある周辺市街地活性化アイデアをコンペティション（以下、コンペと略称にて記述）形式により募集し、採択されたプランを「実証モデル事業」として提案者自ら昇華・実現していくためのサポートを通じて、周辺市街地の振興を図る。また、提案者が地域と連携しながら実証モデル事業として展開する中で、周辺市街地の活性化に対する地域のモチベーションを高めつつ、持続的・自立的な周辺市街地の実現を図る。

### ② コンペ運営：

コンペの開催・運営方法及びスケジュールについて、下表に従い、市や関係者と調整して実施・運営すること。公開審査や成果報告会などについて、地域住民や市内外に興味を持たせる効果的な提案を行うこと（詳細は別紙「企画提案募集要領」参照）。なお、公開審査実施時の審査員に対する謝礼を一定額確保し、請求時にはその支払いに応じること。

|            |  |
|------------|--|
| 対象         | 広く募集（民間企業や大学、NPO 団体、地域内の各種団体、個人等）  |
| 場所         | 周辺市街地での実施を原則とするが、周辺市街地の振興に資する取組であれば場所は問わない。  |
| 時期<br>(予定) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年3月25日～6月7日 事前相談（※委託事業の期間外）</li> <li>・2019年5月1日～6月14日 募集期間</li> <li>・2019年6月下旬 1次審査・1次審査結果通知</li> <li>・2019年7月中旬 2次審査（公開審査）</li> <li>・2019年8月1日～2020年2月末 事業実施</li> <li>・2020年2月 成果報告会</li> </ul> |
| 方法         | 応募書式の提出を通じて参加申込を行う。  |
| 支援         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化プランを採択し、事業実施のための実証支援金を支給。</li> <li>・情報発信の支援（市公式ホームページやSNS、広報つくば等によるPR等）</li> <li>・各種相談（周辺市街地の現況資料の提供等）等</li> </ul>  |
| 支援金        | 1プランにつき最高200万円の支援金を支給する（総額400万円）   |

※コンペの事前相談及び募集については、本委託の開始前に委託者が実施しており、公開審査会の審査員や会場は委託者が決定している可能性もある。その場合、委託者の指示に従うこと。

### ③ プロモーション：

公開審査会、実証モデル事業展開、成果報告会のプロモーションについて、単なる周知やお知らせに止まらず、市内外を問わず、つくば市周辺市街地の活性化に向けた取組に興味を持ってもらえるような、フライヤー、メイキング動画の制作など、ワクワク感を抱かせる効果的な情報発信の提案を行うこと。

### ④ 採択事業調整：

採択されたプランが「実証モデル事業」として成立し、周辺市街地活性化のモデ

ルケースとして確立するために、実施内容のブラッシュアップや周辺市街地まちづくり勉強会を活用した地域との連携・役割確認を行うこと。また、事業に関連する専門家の派遣、事業のプロモーション、自社の専門性や人的ネットワーク等を活かした各種ノウハウの提供の他、モデルケースとしての実効性を高めるための支援として、効果的な事業調整を図る提案を行うこと。

#### 【アにおける企画提案のポイント】

- \*①の趣旨を達成するために、市内外を問わず、多くの方々にワクワク感を抱かせ、周辺市街地の地域づくりの機運の高まりに結びつくコンペをどのように実現するか。具体的かつ柔軟な提案をすること。
- \*①の趣旨を達成するために、③の実証モデル事業の成功に向けたサポートをどのように行うか。具体的かつ柔軟な提案をすること。
- \*上述の2点も含め、前述の事業内容を整理したのみの企画提案は求めない。

#### イ 地域共創プラットフォーム（地域協議組織）の運営及び強化

##### ① 趣旨：

地域の連携・合意形成及び事業推進を目的に、市街地毎にこれまでに開催してきた周辺市街地まちづくり勉強会を引き続き開催しつつ、持続的・自立的な周辺市街地の実現に向け、市街地毎に「周辺市街地活性化協議会」を設立し、地域と外部のネットワーク構築や地域人材の発掘・育成等を通じて、地域基盤としての強化を図る。

##### ② 運営・強化方法：

地域を中心とした構成員による、周辺市街地まちづくり勉強会及びR8地域会議の継続開催、市街地毎の周辺市街地活性化協議会の設立・運営支援、「周辺市街地活性化チャレンジ補助金」を活用した地域住民自らによる事業の支援を行うこと。具体的には、各種ノウハウの提供、専門家の派遣、ワークショップの開催、会議録の作成、街歩き企画（現地ワーク）、外部人材・団体等との関係構築、先進地域事例研究会の開催、地域人材養成講座の開校、地域愛醸成活動の展開といった各種活動・セミナー等について、効果的な提案を行うこと。また、前述したコンペの公開審査や成果報告会とあわせて、8市街地の地域住民が一同に会するR8地域会議を開催すること。

##### ③ 運営・強化方針：

地域自ら運営し、具体の取組を自走できるよう、周辺市街地活性化協議会の在り方を検討し、地域へとバトンタッチするための道筋を提案すること。

##### ④ スケジュール：

コンペの実施及び実証モデル事業の展開は、地域との連携が必要であることから、アの進捗に合わせてプラットフォームの運営・強化を行うこと。

## 【イにおける企画提案のポイント】

- \*①の趣旨を達成するために、周辺市街地活性化協議会の設立及び運営をどのようなプロセスや取り決めを経て行うのか。具体的かつ柔軟な提案をすること。
- \*地域自ら企画した地域づくり事業を多く生み出し、さらには将来的に自走させるために、どのようなサポートを行うか。具体的かつ柔軟な提案をすること。
- \*上述の2点も含め、前述の事業内容を整理したのみの企画提案は求めない。

## ウ 市街地カルテの充実化

### ① 趣旨：

つくば市が現有する「市街地カルテ」（7頁：交付資料）について、地域内外から当該市街地に興味を持たせる、惹き付けるデザインを企画するとともに、レイヤー（コンテンツ）や分析の追加・深化を通じて、カルテの情報量・質・見せ方を高めるブラッシュアップを実施するための提案をすること。

- \* 市街地カルテとは、各周辺市街地（8市街地）における各種データや地域資源、人材、ポテンシャル（強み）、課題等について、GIS（地理情報システム）を活用して分析し、地図やデータ集として整理・可視化したものである。

### ② 作成方法：

つくば市が所有する既存の地域カルテ（shape・pdf形式等）をベースとして、ブラッシュアップをすること（イラストレーターなどの使用も可とする）。

### ③ 使用目的：

つくば市ホームページ上での公表のほか、対外的に周知できる方法を検討すること。また、地域住民等が自らの端末から情報を追加できるなどの双方向、地域参加型のカルテ充実化の提案を期待する。

### ④ スケジュール：

8市街地分について随時更新作業を進め、市へ報告すること。

## 【ウにおける企画提案のポイント】

- \*①の趣旨を達成するために、具体的な最終（完成）イメージを提案すること。
- \*市街地カルテについて、どのような目的・用途を持って、どのように公表するか、具体的かつ柔軟な提案をすること。
- \*前述の事業内容を整理したのみの企画提案は求めない。

**参考** 3年目の事業展開（※2020年度以降に別途プロポーザルを実施予定）

《2020年度（予定）》

実証モデル事業を他地域への水平・広域展開するとともに、コンペで創出された実証モデル事業を継続実施しながら、持続的・自立的活動に向けた資金調達・法人化等のサポートも実施する。

（想定事業）

- 実証モデル事業の展開  
（2019年度事業の水平展開、2020年度実証モデル事業の公募・事業実施）
- 実証モデル事業の成功要因・改善ポイント等の検証（トライアンドエラー）
- セミナー・見学会を通じた成功事例の水平・広域展開
- 持続的・発展的展開に向けた資金調達や法人化等の支援
- 地域共創プラットフォームの運営・強化の継続

### 3 提案（見積額）限度額

13,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 4 委託業務の実施に係る対象経費

以下の費用区分のとおりとし、委託費の範囲内とする。

- (1) つくばR8地域共創プランコンペティションの運営及び実証モデル事業の展開  
選定事業者への実証支援金（総額400万円）、広報・PR経費、人件費、報償費、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、市場調査経費、各種賃借・使用経費等
- (2) 地域共創プラットフォーム（地域協議組織）の運営及び強化  
人件費、報償費、旅費、通信運搬費、消耗品費、外部人材招聘経費、人材マッチング経費、各種賃借・使用経費、保険料等の役務費等
- (3) 市街地カルテの充実化  
人件費、通信運搬費、郵送費、印刷製本費、消耗品費等
- (4) その他委託者が認める経費
- (5) 管理費（(1)から(4)までの経費合計の10%以内）
- (6) 消費税及び地方消費税
- (7) 特記事項
  - ・経費の執行にあたり疑義が生じた場合は、事前に委託者に相談の上、了承を得た上で執行すること。
  - ・別添の「2019年度における地方創生推進交付金の取扱いについて（抜粋）」（平成30年（2018年）12月21日：内閣府地方創生推進事務局）に示されている「対象とならない経費」は委託費の対象外とする。

## 5 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、書面での承認を得た上で業務の一部を再委託することができる。

## 6 担当部局（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市都市計画部市街地振興課周辺市街地振興室（市役所3階）  
電話 029-883-1111（代）内線 3380  
FAX 029-828-5919 メールアドレス ubn101@city.tsukuba.lg.jp

## 7 プロポーザルの日程（予定）

| 項目                          | 日程  |
|-----------------------------|---|
| 実施要領等公表日                    | 平成31年(2019年)4月12日(金)                                |
| 参加申込にあたっての<br>質問書の提出期限      | 実施要領等公表日から<br>平成31年(2019年)4月17日(水)<br>午後5時15分まで     |
| 質問書に対する回答                   | 平成31年(2019年)4月18日(木)まで 予定                           |
| 参加表明書の提出期限                  | 実施要領等公表日から<br>平成31年(2019年)4月19日(金)<br>午後5時15分まで     |
| 参加資格審査                      | 平成31年(2019年)4月22日(月) 予定                             |
| 参加資格審査結果通知書の発送              | 平成31年(2019年)4月24日(水) 予定                             |
| 企画提案書類の提出にあたっての<br>質問書の提出期限 | 参加資格確認通知書の発送日から<br>令和元年(2019年)5月21日(火)<br>午後5時15分まで |
| 質問書に対する回答                   | 令和元年(2019年)5月22日(水)まで 予定                            |
| 企画提案書類の提出期限                 | 参加資格確認通知書の発送日から<br>令和元年(2019年)5月23日(木)<br>午後5時15分まで |
| プレゼンテーション及びヒアリング            | 令和元年(2019年)5月29日(水) 予定                              |
| 企画提案審査委員会による審査              | 令和元年(2019年)5月29日(水) 予定                              |
| 企画提案審査結果通知書の発送              | 令和元年(2019年)6月5日(水) 予定                               |
| 契約締結                        | 令和元年(2019年)6月12日(水) 予定                              |

## 8 参加資格要件

### (1) 必要な参加資格等

必要な参加資格等の要件について、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年(1947 年)政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ② 契約締結の日までの間に、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年(1994 年) 7 月 14 日付け監第 692 号）又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年(1994 年)つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年(2002 年)法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年(1999 年)法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- ⑤ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年(2010 年)茨城県条例第 36 条）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- ⑥ 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

### (2) 参加資格の該当証明について

参加資格要件を満たすことの申立てについて、参加を表明する者は、資格要件に係る申立書（様式 3 号）を提出するものとする。

- ④を満たすことを証明する書類を提出すること。

## 9 関係資料の交付

参加の表明をする者は、つくば市ホームページで以下の関係資料をダウンロードすること（参照 URL：<http://www.city.tsukuba.lg.jp/nusatsu/joho/1005222/1006749.html>）なお、⑧及び⑨の資料については窓口にて直接交付するものとする。

### (1) 資料名

- ① 31 つくば市地域拠点活力共創マネジメント事業推進業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式
- ② 31 つくば市地域拠点活力共創マネジメント事業推進業務委託公募型プロポーザル企画提案書類作成要領（以下「企画提案書類作成要領」という。）及び様式
- ③ 31 つくば市地域拠点活力共創マネジメント事業推進業務委託公募型プロポーザル選定基準（以下「選定基準」という。）
- ④ つくば市が現有する「市街地カルテ」
- ⑤ 2019年度における地方創生推進交付金の取扱いについて（抜粋）
- ⑥ つくばR8地域活性化プランコンペティション企画提案募集要領及び申請様式
- ⑦ つくばR8地域活性化プランコンペティション募集（応募）チラシ
- ⑧ つくば市周辺市街地活性化チャレンジ補助金交付要項及び様式（窓口にて直接交付）
- ⑨ つくば市周辺市街地活性化協議会の認定に関する要項及び様式（窓口にて直接交付）
- ⑩ その他参考資料（周辺市街地活性化協議会規約案等）（窓口にて直接交付）

### (2) 交付場所

関係資料は、市ホームページから閲覧又はダウンロードすること。なお、⑧及び⑨の資料については窓口にて直接交付するものとする。

## 10 本要領に定める様式

本要領で定める様式は、次のとおりとする。

- (1) 様式1 参加表明書
- (2) 様式2 会社・団体の概要
- (3) 様式3 資格要件に係る申立書
- (4) 様式4 参加表明に係る質問書

## 11 参加申込方法等について

参加を希望する者は、次に従い、関係書類を提出し、参加申込を行うこと。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（実施要領に定める様式1）
- ② 会社・団体の概要（実施要領に定める様式2）  
※会社・団体等のパンフレットなどを添付  
※複数の者で構成する場合には全ての者の会社概要書を作成すること。
- ③ 資格要件に係る申立書（実施要領に定める様式3）  
※未納のないことを証明する書類を添付

### (2) 提出部数

正本1部

### (3) 提出先

上述P5の6の担当部局に同じ

### (4) 提出方法

持参（平日（土日祝日を除く）8時30分～17時15分の間）又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。ただし、提出期間内必着とする）

### (5) 提出期間

実施要領等公表日から平成31年（2019年）4月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (6) 質問について

参加表明提出書類に関して、質問がある場合は、原則として以下の①から⑤の内容に従い、質問を行うこと。

#### ① 提出書類

質問書（実施要領に定める様式4）

#### ② 提出先

上述P5の6の担当部局に同じ

#### ③ 提出方法

持参（平日（土日祝日を除く）8時30分～17時15分の間）、FAX又は電子メール（FAX及び電子メールの場合は、電話にて担当部署まで受信を確認すること）

#### ④ 提出期間

実施要領等公表日から平成31年（2019年）4月17日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### ⑤ 回答方法

平成31年（2019年）4月18日（木）までに、FAX又は電子メールにて回答する。また、全ての質疑回答を市ホームページに掲載する。

### (7) 参加資格審査結果通知書の送付

提出された参加表明書の審査を行い、結果を電子メール及び郵送にて送付する。結果の発送は平成31年（2019年）4月24日（水）を予定している。

## 12 企画提案書類について

参加の申込を行った後、参加資格を有している者は、企画提案書類作成要領に基づき、以下のとおり関係書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 表紙（企画提案書類作成要領に定める様式1）
- ② 業務実施体制調書（企画提案書類作成要領に定める様式2）
- ③ 業務実績書（企画提案書類作成要領に定める様式3）  
※1：当該実績を証する契約書等の書類の写しを添付すること。  
※2：A4資料を業務1つにつき1枚まで、当該業務の実績がわかる資料や報告書（写しでも可）などを添付してもよい。
- ④ プレゼンテーション審査出席報告書（企画提案書類作成要領に定める様式4）
- ⑤ 企画提案書の概要（企画提案書類作成要領に定める様式5）  
※詳細な企画提案について任意様式により提出すること。
- ⑥ 参考価格見積書（任意様式）

### (2) 提出部数

正本1部・副本12部（※副本12部は正本の写しで可）

### (3) 提出先

上述P5の6の担当部局に同じ

### (4) 提出方法

持参（平日（土日祝日を除く）8時30分～17時15分の間）又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。ただし、提出期間内必着とする）

### (5) 提出期間

参加資格確認通知書の発送日から令和元年（2019年）5月23日（木）の午後5時15分までとする。

### (6) 質問について

企画提案書類に関して、企画提案に係る質問については、原則として以下の①から⑤の内容に従い、質問を行うこと。

- ① 提出書類  
質問書（企画提案書類作成要領に定める様式6）
- ② 受付期間  
参加資格確認通知書の発送日から令和元年（2019年）5月21日（火）の午後5時15分までとする。
- ③ 提出先  
上述P5の6の担当部局に同じ
- ④ 提出方法  
持参（平日（土日祝日を除く）8時30分～17時15分の間）、FAX又は電子メール（FAX及び電子メールの場合は、電話にて担当部署まで受信を確認すること）
- ⑤ 回答方法  
令和元年（2019年）5月22日（水）までに、FAX又は電子メールにて回答する。また、全ての質疑回答を市ホームページに掲載する。

### 13 審査方法

#### (1) 審査委員会の設置

適正な審査を実施するに当たり、31 つくば市地域拠点活力共創マネジメント事業推進業務委託公募型プロポーザル企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案に係る審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

#### (2) 企画提案審査

参加資格の確認された者から提出された企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「選定基準」に基づいて、各委員が評価し、評価点の合計で委員毎の順位を付け、第1順位の最も多い者を最優秀提案者として選定する。ただし、第1順位が最も多い者が2者以上あるときは、第2項の項目について次の順序により比較し、順位を決定する。

- ① 全ての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ② 提案書、ヒアリング等に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ③ 提案者に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ④ 見積価格に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

また、全ての提案者が基準を満たさないと判断した場合は、最優秀提案者を特定しない。なお、提案者が1者であっても企画提案審査を実施する。

#### (3) 選定基準

別紙選定基準を参照すること。

### 14 企画提案（プレゼンテーション）審査

企画提案書及びプレゼンテーションに基づく評価について、次のとおり実施する。なお、詳細な時間等については、企画提案書受付後、個別に通知（参加資格確認通知書に記載）する。

- (1) 実施日 令和元年（2019年）5月29日（水）（予定）

※正式な日時や集合場所等は参加資格確認通知書にて通知する。

- (2) 実施場所 会場 つくば市役所2階 202会議室

- (3) 出席者 原則3人以内とし、本業務の担当者が1名以上必ず出席すること。ただし、PC操作役（発言は不可）として1人の追加までは認める（最大4名）

- (4) 説明時間 説明は20分以内、質疑応答は10分以内とする。

#### (5) 留意事項

- ① 審査は全て非公開にて行う。
- ② プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ③ プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは参加事業者が用意すること。
- ④ 持ち込んだ機材が正常に作動しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

## 15 審査結果

### (1) 結果通知

審査の結果は、令和元年（2019年）6月5日（水）までに次のとおり通知する予定である。

- ① 最優秀者に特定された者  
最優秀者に特定された旨について通知する。
- ② 第2順位者に特定された者  
第2順位者に特定された旨及び最優秀者に特定されなかった理由を通知する。
- ③ 提出された企画提案書が特定されなかった者  
特定されなかった旨及びその理由を通知する。
- ④ 通知方法  
電子メール及び文書にて通知する（メールにて通知後、文書発送を行う）
- ⑤ 審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

### (2) 契約及び公表

- ① 最優秀提案者との契約  
最優秀提案者と協議のうえ委託内容を決定し、委託契約を締結する。（企画提案内容をそのまま委託するとは限らない）なお、最優秀提案者との契約交渉が不調の場合や事故等があった場合には、第2順位者と契約交渉や見積書徴収を行う。
- ② 審査結果の公表  
最優秀提案者については、最優秀提案者及び審査結果等を公表することがある。また、第2順位者以降の者及びその審査結果については、原則として公表しない。

## 16 失格

次のいずれかに該当する者は、失格となることがある。

- (1) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 虚偽の行為があったと認められる場合
- (3) 審査委員会の委員に連絡等の接触を求めた場合
- (4) 価格見積書の金額が、予算額を超過した場合
- (5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合

## 17 無効となる提出書類について

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 作成要領に定める様式及び内容に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

## 18 提出書類の取扱い

- (1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、担当者を変更することができない。
- (5) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類等は返却しない。

## 19 その他

- (1) 作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (3) 最優秀者及び優秀者については公表する。なお、特定されなかった者及び審査内容は、原則公表しない。
- (4) つくば市から受領した資料はつくば市の了解なく公表及び使用できない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (6) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。